

## 規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十四号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年埼玉県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「前三十日までに」を「の二月前から一月前までの間に、」に改める。

第三条第二項に次の一号を加える。

七 更新の登録を受ける者にあつては、条例第九条の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による研修（以下「研修」という。）を修了したことを証する書類の写し

第六条の次に次の一条を加える。

（条例第九条の二第一項ただし書の規則で定める浄化槽管理士）

第六条の二 条例第九条の二第一項ただし書の規則で定める浄化槽管理士は、次に掲げる者とする。

一 条例第二条第二項に規定する有効期間の満了の日以前五年以内に研修を修了した者

二 研修を修了できなかったことについて相当の理由があると認められる者

第十条の次に次の八条を加える。

（指定の申請）

第十条の二 条例第十三条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 研修業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 八 研修業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 九 研修の講師の選任に関する事項を記載した書類
- 十 条例第十三条の二第三項第四号に該当しない旨を誓約する書面
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第十条の三 指定研修機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定研修機関の名称又は住所
- 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画の認可等の申請)

第十条の四 指定研修機関は、条例第十三条の三第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、別に定める申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 指定研修機関は、条例第十三条の三第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(研修業務規程の認可等の申請)

第十条の五 指定研修機関は、条例第十三条の四第一項前段の規定により研修業務規程の認可を受けようとするときは、別に定める申請書に当該研修業務規程を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 指定研修機関は、条例第十三条の四第一項後段の規定により研修業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(研修業務規程の記載事項)

第十条の六 条例第十三条の四第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 研修を行う時間、場所及び方法に関する事項
- 二 受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 三 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 四 その他研修業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第十条の七 条例第十三条の五の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講者の氏名、生年月日、住所及び現に有している浄化槽管理士免状の交付番号
- 四 修了した者に書面でその旨を通知した日(次条第一項第六号において「修了通知日」という。)

2 条例第十三条の五に規定する帳簿は、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

(研修の実施結果の報告)

第十条の八 指定研修機関は、研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講申込者数
- 四 受講者数
- 五 修了者数
- 六 修了通知日

2 前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所及び現に有している浄化槽管理士免状の交付番号を記載した一覧表を添付しなければならない。

(研修業務の休廃止の許可の申請)

第十条の九 指定研修機関は、条例第十三条の七の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする研修業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第三条第二項第七号の規定は、適用しない。